

令和元年

上尾市教育委員会 11月定例会
議案資料

目 次

議案第53号 資料	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について	
◆改正案概要	-----	1
議案第54号 資料	上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について	
◆改正案概要	-----	2

議案第 53 号資料

上尾市立学校設置条例

昭和 39 年上尾市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条に定める幼稚園、小学校及び中学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園

名称	位置
上尾市立平方幼稚園	上尾市大字平方 1 3 4 6 番地 1

(2) (1) 小学校

	名称	位置
1	上尾市立上尾小学校	上尾市仲町一丁目 1 1 番 4 6 号
2	上尾市立中央小学校	上尾市上町一丁目 1 5 番 4 号
3	上尾市立富士見小学校	上尾市柏座四丁目 3 番 8 号
4	上尾市立平方小学校	上尾市大字平方 1 3 4 6 番地 1
5	上尾市立原市小学校	上尾市大字原市 3 5 0 8 番地 1
6	上尾市立大石小学校	上尾市小泉九丁目 2 8 番地 2
7	上尾市立上平小学校	上尾市大字南 1 0 2 番地
8	上尾市立大谷小学校	上尾市大字大谷本郷 5 2 8 番地
9	上尾市立尾山台小学校	上尾市大字瓦葺 5 0 9 番地 1
10	上尾市立東小学校	上尾市大字上尾村 1 1 7 1 番地 2
11	上尾市立大石南小学校	上尾市大字畔吉 1 3 3 3 番地
12	上尾市立鴨川小学校	上尾市西宮下四丁目 4 0 0 番地
13	上尾市立平方東小学校	上尾市大字平方 4 3 5 4 番地 2
14	上尾市立原市南小学校	上尾市大字原市 3 9 9 0 番地
15	上尾市立芝川小学校	上尾市上平中央一丁目 8 番地 1
16	上尾市立瓦葺小学校	上尾市大字瓦葺 2 2 6 0 番地
17	上尾市立今泉小学校	上尾市大字今泉 2 6 8 番地
18	上尾市立西小学校	上尾市今泉一丁目 7 番地 2
19	上尾市立東町小学校	上尾市東町三丁目 1 9 4 7 番地
20	上尾市立平方北小学校	上尾市大字平方 3 6 5 7 番地
21	上尾市立大石北小学校	上尾市井戸木四丁目 2 3 番地
22	上尾市立上平北小学校	上尾市大字南 2 8 7 番地

(3) (2) 中学校

	名称	位置
1	上尾市立上尾中学校	上尾市愛宕三丁目 2 3 番 3 4 号
2	上尾市立太平中学校	上尾市大字小敷谷 2 番地 3
3	上尾市立原市中学校	上尾市大字原市 3 4 7 9 番地
4	上尾市立大石中学校	上尾市中妻四丁目 1 9 番地
5	上尾市立上平中学校	上尾市大字菅谷 1 2 1 番地
6	上尾市立西中学校	上尾市大字今泉 5 1 5 番地
7	上尾市立東中学校	上尾市大字上尾村 4 7 9 番地
8	上尾市立東中学校向原分校	上尾市大字上尾宿 2 0 9 6 番地
9	上尾市立大石南中学校	上尾市大字小敷谷 1 1 0 5 番地
10	上尾市立瓦葺中学校	上尾市大字瓦葺 1 6 3 番地
11	上尾市立南中学校	上尾市大字大谷本郷 1 2 4 番地
12	上尾市立大谷中学校	上尾市向山四丁目 1 0 番地

附 則 略

上尾市平塚サッカー場条例

平成17年上尾市条例第50号

第1条及び第2条 略

(利用時間)

第3条 平塚サッカー場を利用することができる時間は、午前8時から午後9時午後5時(日没の時刻が、午後5時前であるときは、当該日没の時刻)までとする。

(利用の許可)

第4条 平塚サッカー場の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2及び3 略

第5条から第8条まで 略

第9条 市長は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため平塚サッカー場の施設を利用する場合で、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第10条 略

(原状回復)

第11条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに平塚サッカー場当該利用に係る施設等を原状に復しなければならない。第7条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

第12条から第14条まで 略

附 則 略

別表 (第8条関係)

利用区分/利用単位		使用料の額		
		午前1	午前2	午後
サッカー場	一般・学生	1,000円	1,000円	1,000円
	児童・生徒	500円	500円	500円

利用区分/利用単位			使用料の額				
			午前1	午前2	午後	夜間1	夜間2
サッカー場	一般・学生	全面	7,200円	7,200円	7,200円	4,800円	4,800円
		半面	3,600円	3,600円	3,600円	2,400円	2,400円
	児童・生徒	全面	3,600円	3,600円	3,600円	2,400円	2,400円
		半面	1,800円	1,800円	1,800円	1,200円	1,200円
夜間照明設備	全点灯		1時間につき1,600円				
	1/2点灯		1時間につき800円				

備考

- 1 午前1とは午前8時から午前11時までを、午前2とは午前11時から午後2時までを、午後とは午後2時から午後5時までを、夜間1とは午後5時から午後7時までを、夜間2とは午後7時から午後9時までをいう。
- 2 略
- 3 主として市民(市内に住所を有する者及び市内に在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。)以外の者が構成する団体が利用する場合の使用料の額は使用料は、この表に定める施設の使用料の額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 4 利用権利者利用者が入場料(名称のいかんを問わず、平塚サッカー場の入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収するときの使用料の額は使用料は、この表に定める施設の使用料の額(前号の規定が適用される場合にあっては、当該規定を適用した額)に入場者1人1回について徴収する最高の入場料に100を乗じて得た額を加えた額とする。
- 5 略